

議案第 6 3 号

狭山市商工会館条例を廃止する条例

狭山市商工会館条例（昭和 5 5 年条例第 3 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

公共施設再編のため、狭山市商工会館条例を廃止したいので、この案を提出するものである。